

秋田県観光連盟教育旅行誘致体験学習助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田県観光連盟教育旅行誘致体験学習助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この助成金は、一定の要件を満たした教育旅行の催行に対し、一般社団法人秋田県観光連盟(以下「当連盟」という。)が体験学習料金の一部を助成することにより、秋田県への教育旅行誘致促進による地域活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「教育旅行」とは、学校行事として主催する修学旅行及び校外学習の旅行をいう。

(助成金の交付対象者)

第4条 助成金の交付対象者は、秋田県への教育旅行を催行する東北管内(秋田県を除く。)及び新潟県内の学校とする。

(助成金の交付要件)

第5条 助成金の交付要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校(幼稚部を除く)の教育旅行であり、旅程の経路に秋田県の区域を含むこと。
- (2) 当連盟の会員施設に1泊以上し、秋田県内で2か所以上かつ生徒1人当たりの合計金額1,000円以上の体験学習を実施すること。

(助成金の交付額)

第6条 助成金の交付額は、教育旅行に参加した生徒1人につき1,000円とする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、旅程が決定される年度において、助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付し、会長に申請しなければならない。

- (1) 旅程表
- (2) その他、会長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第8条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、助成金の交付の可否を決定し、助成金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第9条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)

は、助成対象事業の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ次に掲げる書類を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

ア 教育旅行の内容を変更するとき …交付条件等変更承認申請書(様式第3号)

イ 教育旅行を中止又は廃止するとき …教育旅行中止(廃止)届(様式第4号)

2 会長は、前項アの規定による変更を承認したときは、速やかに助成金変更交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

3 会長は、第1項イの規定による通知を受理したときは、助成金の交付決定を取り消すものとする。

(実績報告及び請求書の提出)

第10条 交付決定者は、助成対象事業が完了したときは、速やかに助成金実績報告書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(1) 最終旅程表

(2) 宿泊証明書(様式第6号)、体験学習証明書(様式第7号)の原本

(3) 助成対象経費の支払いを確認できる領収証又は請求書の写し等

(4) 助成金交付請求書(様式第8号)

(5) その他、会長が必要と認める書類

(助成金の額の確定及び助成金の支払い)

第11条 会長は、前条の規定による報告があったときは、検査終了後、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

2 会長は、前項の規定により助成金の額が確定した場合は、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第12条 会長は、助成金の交付を受けた交付決定者が、この要綱の規定に違反し、虚偽その他不正な手段で助成金の交付を受けたと認められる場合は、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。